

平成28年度第1回函館市男女共同参画審議会会議録

開催日時	平成28年6月2日 木曜日 18時00分から
開催場所	函館市役所 8階 大会議室
議 題	(1) 平成28年度男女共同参画に関する施策の概要について (公開) (2) 男女共同参画に関する市民・事業者意識調査について (公開) (3) その他 (公開)
出席委員	塗 政江 会長 川端 和雄 副会長 宮越 忍 委員 荒木 知恵 委員 高木 康一 委員 池田 富美 委員 新谷 サツ子 委員 小澤 紀代 委員 大森 孝志 委員 比森 敏邦 委員 大島 智恵美 委員 久保田 則子 委員 (計12名)
欠席委員	無し
傍聴者	無し
事務局 出席者 職氏名	市民部長 岡崎 圭子 市民部次長 林 寿理 市民・男女共同参画課長 根本 弘樹 主 査 高橋 志央里 主 事 中川 裕紀奈

司会	<p>皆様、こんばんは。本日はお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。私は、本日司会を務めます、市民・男女共同参画課の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
	<p>それでは、ただいまから、平成28年度第1回函館市男女共同参画審議会を開会いたします。</p>
	<p>この度、4月1日付で事務局に異動がございましたので、ご報告させていただきます。</p>
	<p>市民部長の岡崎圭子です。</p>
事務局 (部長)	<p>岡崎です。よろしくお願い致します。</p>
	<p>皆さまこんばんは。改めまして、市民部長の岡崎でございます。</p>
	<p>このたびですね、4月1日付で人事異動がございまして子ども未来部から市民部の方に異動となりました。どうぞ皆さまよろしく願いいたします。</p>
	<p>男女共同参画審議会開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。本日は、皆さま方それぞれにお忙しいところ、またお疲れのところお集まりをいただきまして本当にありがとうございます。</p>
	<p>この審議会ですが、過去振り返りますと、平成17年に函館市男女共同参画推進条例が施行されまして、この条例の中に審議会の設置、そしてまた苦情処理委員の設置が、新たに位置づけられ、それ以来、丸10年を経過しておりまして、そのような一つの大きな流れの中で、皆さま方のご参画をいただいております。</p>
	<p>この間、平成20年には、第2次基本計画「はこだて輝きプラン」が策定されましたが、この策定に際しましても、当時の委員の皆さま方にご審議いただきながら策定をいたしました。</p>
	<p>その後、計画の進行管理ということでは、現委員の皆さま方からご意見をいただきまして、より良い計画の推進、男女共同参画社会の実現を目指して、ご意見をいただきながら進めてきているところでございます。</p>
	<p>こうしてみれば、この審議会の役割は大変重要なところがありまして、例えば、子育てに関しましても、男女が一緒に務めていかなければならないですし、ワーク・ライフ・バランスの問題、様々な新しい局面というものが見えてきていると思っております。</p>
	<p>今回のこの審議会でございますが、新年度の施策、それから今年度実施する「市民・事業者意識調査」の調査票（案）につきまして、主に本日は議論をしていきたいと思っておりますので、皆さま方から忌憚のないご意見をいただきまして、良いものに仕上げたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>本日の会議の出席状況ですが、委員12名中、11名が出席されております。委員の半数以上の出席となりますので、男女共同参画推進条例施行規則第12条第7項の規定により、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。</p>

なお、大島委員につきましては、所要のため30分程度遅れるということでお聞きしております。

この会議は、原則公開であります。

本日傍聴人はおりませんのでご報告いたします。

なお、会議録を公開いたします関係上、マイクを使用してご発言下さいますよう、お願いいたします。

それでは、初めに、資料の確認をさせていただきたいと思えます。

本日配付いたしましたのは、次第、座席表、苦情等の申し出に係る事務の実施結果、女性登用率の推移、函館市特定事業主行動計画、第3次男女共同参画基本計画策定スケジュール、女性センターご利用のしおり、平成28年度女性センター講座募集案内、情報誌「マイセルフ」55号、先日郵送させていただきました、4ページものの審議会資料と、個別に説明にあがりました市民意識調査と事業者意識調査の調査票（案）になります。よろしいでしょうか。

それでは、ここからの進行は、塗会長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

塗会長

それでは、式第に沿いまして進めてまいりたいと思えますが、先にちょっと自己紹介をお願いしたいのですが、前回の皆さんの顔合わせの時に、自己紹介皆さんなさったんですが、小澤委員にその時ご出席いただけなかったもので、よろしく願いいたします。

小澤委員

みなさん、こんにちは。函館法人会青年部会副部会長を務めさせていただいております、小澤と申します。今日参加させていただくこの回が初めてですので、ちょっと私自身まだ不安なところがありますので、ぜひ何か教えていただけることがありましたら、教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

塗会長

ありがとうございました。

それでは、議題1『平成28年度男女共同参画に関する施策の概要について』審議を始めます。では、事務局から、資料の説明をお願いいたします。

事務局
(課長)

皆さま、お疲れ様です。市民・男女共同参画課の根本です。どうぞよろしく願いいたします。着席して説明させていただきたいと思えます。

資料につきましては、3ページものの資料2枚をご覧くださいと思います。

議題1の『平成28年度男女共同参画に関する施策の概要』ですが、今年度の推進施策の概要について、順次説明をさせていただきます。

1Pをご覧くださいと思います。

1番から3番につきましては、市の男女共同参画推進条例に基づき設置あるいは実施する事業になります。

1番目の男女共同参画審議会は、この会議になります。

内容の説明は割愛させていただきますが、平成17年10月から条例施行に基づき、設置しておりまして、先ほど部長の挨拶にもありましたように現在の委員の皆さまは6期目の委員となります。

2番目の苦情処理制度の状況ですが、昨年度この制度の利用が1件ございまし

た。

詳細につきましては後ほど議題3その他の中で、報告をさせていただきますが、今後につきましても、関係する市の窓口などにリーフレットを配布し、また情報誌のマイセルフやホームページ等で啓発、PRに努めて参りたいと考えております。

3番目の施策の推進状況調査ですが、平成20年3月に策定した、第2次男女共同参画基本計画『はこだて輝きプラン』での、各目標に対応する具体的な取り組みについて、毎年、市内各部局が行っている施策の推進状況を調査し、10月頃に取りまとめしております、次回の審議会で報告をさせていただきたいと考えております。

次に4番目、小・中学生を対象とした男女共同参画啓発誌の発行ですが、小学校3年生、それから中学校1年生への啓発誌の発行をさせていただくもので、本日お手元の方に、ピンク色と水色のものを今年度分ということで、つい先日納品になったものですが、お配りしております。今月全学校の方にですね、配付をさせていただくことにしております。

続いて5番目の男女共同参画啓発パネル展ですが、これは19年度から、「男女共同参画週間」に合わせまして、市民への啓発を行っているものでございます。

今年につきましては、今月の20日(月)～26日(金)までの日程で、市役所1階市民ホールでパネル展を行う予定となっております。

6番目、男女共同参画フォーラムですが、昨年は、元TBSキャスターの杉尾秀哉さんを講師にお招きして、ご講演をいただいております、男性39名を含む215名の方々にご参加をいただきました。今年につきましても、もう既に日程等決まっております、ジャーナリストの小宮山洋子さんに講演をお願いする予定であります。このフォーラムは函館市を含めた23団体による実行委員会形式で実施しております、10月23日(日)に講演をお願いする予定でございます。また、今年度は、30回目という記念のフォーラムになるものですから、例年講演会単発だけだったんですけれども、今年につきましては、その他にもですね、市内の公共施設での啓発パネル展や、男女共同参画に関する講座の開催など、その日を含めて1週間程度の期間でですね、啓発活動を実施する予定でございます。

2ページ目をご覧くださいと思います。

7番目の男女共同参画情報誌「マイセルフ」の発行についてです。この「マイセルフ」につきましては、平成20年度から春と秋の年2回、女性センターの講座の案内や、また、男女共同参画への意識を高めるための情報提供を行っております、24年度からは、女性センターの指定管理者へ委託事業としてお願いし、女性センターの方で編集、発行を行っております。

今年も2回の発行を予定しており、各支所や社会教育施設、大学関係に配付するほか、市内のスーパー等にもお願いして、配布する予定でございます。

続いて8番目のメールマガジン「Hakodate☆かがやきネット」は、平成20年

10月から毎月1回、月末に、インターネットで登録されている方にメール配信を行っております。

内容につきましては、女性センターでの各講座の案内や、男女共同参画社会の実現を目指しているイベント等に関する情報で、こちらも、22年度から、女性センターの指定管理者に委託をして行っております。

9番目の女性団体等に関する調査でございますけれども、昨年の調査団体は全部で69団体ございましたが、今年度もそれぞれ、団体の活動状況について、調査を行いたいと考えております。

なお、この調査結果につきましては、市役所庁内での各種審議会等へ、女性委員を登用するための参考資料としても活用をさせていただいております。

次に10番目の女性人材リストですけれども、市の政策・方針決定過程への女性の参画を推進するために、25年度に設置をしたものでございます。

市内に在住・在勤の20歳以上の女性で、様々な分野で活動されている方や関心がある方、また専門的知識を有している方などを対象に、ご自分が登録を望まれる分野を選んで登録していただくことになります。

活用方法といたしましては、市の各種審議会の委員選考のためのほか、市が行う研修会や講演会などの講師等候補として、登録されている方の活用をするものでございます。

これまでの人材リストの活用状況ですけれども、各種審議会等担当課に情報提供しておりますほか、庁内の各種審議会の改選期に委員の公募が行われる際には、その審議会の分野に登録をいただいております登録者に、公募情報を個別に郵送して情報提供しております。人材リスト登録者から9名の方が委員として選出している状況でございます。今年度も周知に努めて、幅広く、多くの方に登録していただけるよう、実施していきたいと考えております。

次に11番目の事業者向け勉強会の開催ということですが、市内の事業者を対象にワーク・ライフ・バランスの取り組み方や、取り組み事例の紹介など、講演と講師との質疑応答などを取り入れた勉強会を開催するものでございます。

12番目、女性団体等への運営補助費ですが、「函館市女性会議補助金」ということで、市の女性団体であります、函館市女性会議に、女性の自主性を高め、地位の向上を図るとともに、男女共同参画社会の形成を目指した本市のまちづくりに貢献することを目的として活動されているということで、運営費の一部を補助しているものでございます。

続いて3ページになりますが、(2)「第30回国際ソロプチミストアメリカ日本北リジョン大会補助金」ですが、今年4月23・24日と、函館市で大会が開催されまして、北海道と東北6県の地域の会員で構成されてます、日本北リジョンの皆さまが、函館で大会を開催され、市の大会補助金交付要綱によりその補助金を交付するものでございます。

13番目、女性センターの管理・運営になりますが、センターは、平成18年

度より指定管理者制度を導入しております。現在、「にっぽん生活文化楽会」という団体が、平成21年度からの3年間に引き続き、平成24年度から平成28年度までの5年間も指定管理者となりまして、センターの管理運営を行っています。

なお、今年度は、平成29年度からの指定管理者の募集年度となっております。現在、市全体で公共施設のあり方について検討を進めております。女性センターにつきましては、今後の方向性で、市の他の類似施設との統合などを進めていくという考えとなっております。

14番目、男女共同参画に関する市民・事業者意識調査でございます。これは本日の議題にもなっているもので、のちほど議題の2の中で、お話しをさせていただきます。5年毎に実施している意識調査の実施年度が今年ありますので、市民2,000人・事業者300人を対象にそれぞれ実施し、この調査結果につきましては、次期基本計画の基礎資料にもなるものであります。以上が、今年度の施策の概要となっております。よろしくお願いいたします。

塗会長 ありがとうございます。それでは、今年度の施策についてご意見をいただきたいと思いますが。どなたかいらっしゃいませんか。
はい、どうぞ比森委員。

比森委員 13番目の「函館市女性センターの管理・運営」のところで、「女性の福祉の増進と教養の向上を図り」と記載されておりますが、すでにもう、教養の向上を図るという時代ではない、かえってこれからは活躍の推進ということがポイントになるのではないかと思います。これはやはり、見直すべきではないのかな、と思っております。

塗会長 ありがとうございます。事務局、お願いします。

事務局
(課長) はい。委員のお話しした主旨は理解しました。
これは、函館市女性センター条例の設置目的として、謳われているものですから、そこを見直すとなると、議会を通した条例改正まで必要になってくる部分でございます。しかし、男女共同参画の拠点施設として使用されているというところもありまして、『女性センター』という名称自体も、実際男性が使用しにくい施設、女性だけしか使用できない施設、という誤解もありまして、内部でも、見直しも行わなければならないのかな、と考えておりますので、そのような部分を全体的に見直しをする中で、対応させていただきたいと存じます。
どうぞよろしくお願いいたします。

塗会長 他にご意見ございませんでしょうか。
ご意見がないようでしたら、議題1については、質疑をこれで終了させていただきます。
それでは、議題2「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査について」事務局からお願いします。

事務局
(課長)

それでは、議題2の「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査」についてでございます。先日、それぞれの調査(案)、事務局案になりますが、そちらと、過去2回分の調査項目を記載したA3の表を、皆様の方に持参させていただきました。

本日は、委員の皆さまに、事務局案につきまして修正した方が良いと思われるところや、また新たにこのようなことが必要なのではないかとという項目など、ご意見を頂戴しまして、皆様からいただきました意見を参考に調査票をまとめさせていただきますと考えておりますので、よろしくお願いたします。

なお、皆さまに今日お配りしている資料の中で、A4 1枚の、「(仮称)第3次函館市男女共同参画基本計画策定スケジュール」というものがございます。先にそちらの方をご説明させていただきます。

先ほどご説明いたしましたとおり、今回の意識調査につきましては、その結果を次期計画の基礎資料と考えておまして、今後、この基本計画の策定も見据えながら、意識調査についてスケジュールを考えていくこととなります。

今後の予定でございますが、夏くらいに意識調査を発送しまして、9月くらいまでにとりまとめをした後、意識調査結果の分析を行いながら、冊子にまとめていくこととなりますが、11月、次回審議会の中で中間報告的なものをそこでさせていただきますと考えております。そして、そこでも協議をさせていただいて、最終取りまとめを行いまして、基本計画骨子(案)を作成するのですが、その辺りは来年4月～9月位までの間で、3～4回程度また審議会を開催させていただきながら、そこで、基本計画策定(案)と併せて、その調査結果に基づく具体的な今後の取り組みなどのご提案なども審議会でお願したいと考えております。

その後は、審議会から市へ答申、素案策定、パブリック・コメントを実施し、庁内会議や最終の審議会を経まして、平成29年度末に新計画ができあがるというような流れを考えております。

以上です。皆さまからのご意見の方をよろしくお願いたします。

塗会長

皆さまに調査票の(案)という形で、配付していただいたわけですが、これについて皆さまのご意見をいただきたいと思ます。皆さんからお聞きしたいので、宮越委員から順番にお願したのですが、調査票のこのような所を直したら良いんじゃないかなどご意見いただければ有り難いと思ます。よろしくお願いたします。

宮越委員

小学校長会から来ております、宮越でございます。どうぞよろしくお願いたします。前回の審議会で、色々皆さんが話されたことを元に調査票案ができておまして、説明を聞かせていただいて直した方がよいという所は、私は特に無かったのですが、今回、夏から9月までということですので、ぜひたくさんのお返答が頂けて、次の基本計画に活かして行ければ良いなと思っております。

塗会長

荒木委員、お願します。

荒木委員

はい。私も色々前回意見申し上げまして、お酌み取りいただきどうもありがとうございます。「事業者意識調査」の方ですが、2点ほど、質問させていただきたいのですが、前回私の意見が影響してだと思うのですが、「事業者意識調査」の

1 ページ目の（２）女性従業員配置の考え方のところですが、①と②の回答順序を変えたというのは、どのような主旨で変わってるのでしょうか。

事務局
(課長))

誤解があったら申し訳ないのですが、前回の審議会の中で、荒木委員のご指摘で、回答の一番目の「女性の特性に応じた人員配置を行っている」という部分で、「女性の特性」という部分では、回答がしにくいというか、イメージがあまりつかないというようなご意見があったと記憶しておりまして、それであれば、元々二番目だった「性別に関わらず個人の能力に応じた人員配置を行っている」という方が、答えとすると多くなるのではないかと、ということで項目の順番を変えたらどうかというご意見だったと記憶してたものですから、そこはそのように改めさせていただいたところです。

荒木委員

ご説明ありがとうございます。前回私が申し上げた主旨は、この①性別にかかわらず、個人の能力に応じた人員配置を行っている と②性別を意識した人員配置を行っている の回答項目が、同じことを言っているように感じまして、前回の会議で清掃業者の話を出しましたが、例えばトイレの清掃を担当してる会社があって、普通に考えれば女子トイレの清掃はお客さんに会う可能性があるわけですから、女性がやった方が良さだろうし、男子トイレの清掃は、男性がやった方が良さだろう、という場合に、女子トイレは女性が掃除して、男子トイレは男性が掃除しているというような女性従業員の配置の仕方をしている会社は、①と②のどちらを回答したらいいんだらうか、それがちょっと分かりにくくなってしまいうんじゃないかなと感じたところでして、おそらくこの（２）の質問項目は、「女性の特性に応じた人員配置」という「女性の特性」というのを女性差別的な意味でとらえているのだからと思うのですが、次の質問で（３）女性従業員の職務遂行上の課題・障害についての回答項目のところ、女性であると「家事や子育て・介護など家庭生活を考慮しなければならない」とつまり女性であるというだけで、家庭生活を仕事より優先されてしまうんじゃないかというような差別的な目線を帯びてしまう、ということをお前提として、そういった特性を考慮した人員配置をしているのか、そうじゃないのか、ということをおこの（２）の②性別を意識した人員配置を行っている で回答して欲しいのかな、と思いました。

ですので、（２）の回答項目の①と②の順番を変更するというのではなく、女性の特性に応じた人員配置ということが、それが合理的な区別なのか、理由のない、女性であれば家庭を優先するか女性は職業意識が低いというような、理由のない差別に基づく差別的な人員配置であるのかということによって、回答は違ってくる、そうすると、（２）の回答項目の、回答の仕方がこの項目だけだと回答しにくいのかな、と感じたものですから、それで前回意見を申し上げた次第でした。

もう一点、同じく「事業者意識調査」の４ページ目なんですけど、３ ハラスメントについてのご質問に、「市民意識調査」の方の質問項目だと「パタニティ・ハラスメント」が入っていて、事業者調査には入っていませんが、男性の育休取得などの関係で、パタニティ・ハラスメントも、特に事業者の問題になり得るので、もし特に外れている理由がないのであれば、追加した方がいいと思います。以上です。

事務局
(課長)

どうもご意見ありがとうございます。
最初の女性従業員配置の考え方ですが、もう少し内部で検討させていただきたいと思います。

ハラスメントの部分ですが、市民意識調査では、パタハラについて触れておりますが、事業者の方は、ハラスメント全体ということで考えたものですから、細かく、〇〇ハラスメントとように訴えなかったんですが、ハラスメントの説明文のところ、パタハラも付け加えることを検討したいと思います。

荒木委員

ありがとうございます。では、この「事業者意識調査」でいうハラスメントには、説明文のハラスメント以外に、パタニティ・ハラスメントも含むような記述になる可能性はあるということですか？

事務局
(課長)

そうですね。

荒木委員

ありがとうございます。

塗会長

ありがとうございます。高木委員お願いします。

高木委員

高木です。各論と総論あるのですが、今、荒木委員がトイレの清掃の男性・女性の従業員の配置について言われましたけれども、ゴルフ場のお風呂の脱衣所で女性が掃除をしていることがあります。トイレもそうですが、これは男性から見たら結構不快に感じることです。逆に言うと、掃除をしている女性の方もおそらく不快な仕事をしているのではないかな、と思います。そのような観点でいくと、例えば市民意識調査では「男女の人権について」という項目で、女性の人権が尊重されていない、これは当然一般的には男女共同参画に関しては、女性の関わる問題の方が多いいと思います。パタニティの話もありましたが、男性から見てお風呂に入って、男性・女性の性的な違いがあるにも関わらず、男性が裸になるところで、女性が働いている。それが、おそらく双方が不快に感じる、このようなケースに関する調査ができる項目があるといいのかな、というのが一点目です。

それからもう一つ大きな話になるので、今ここですぐには難しいと思いますが、最近【LGBT】といわれる(ゲイ・レズビアン・バイセクシャル・トランスジェンダー)の方々というのが頻りに問題になっています。僕は、大学の教員ですが、大学にもそのような学生は存在しますので、今回の調査では質問事項を考えるだけでも大変でしょうから、来年度以降の大きな構想の基幹になるということでしたら、こうした人々をどう扱うかも検討する必要があるのではないかな、というこの二点です。

事務局
(課長)

はい、ありがとうございます。人権の部分については、確かに女性の部分だけをクローズアップさせた設問がある状況ですが、これは過去からの流れでその比較ができるようになっておりますが、高木委員が仰られてるとおり、男性の人権という部分についても、確かに考えていかなければならないと思いますので、この設問の中でうまくまとめられるのか、検討させていただきたいと思います。

LGBTの部分についてですが、こちらはすぐに何か（案）を示すとしても、皆さまにもう一回議論していただく必要性も感じるものですから、すぐにはお答えはできないかな、と思っております。それは今後の審議会の中で、次期の計画にも盛り込まれる内容かどうかも含めて、皆さまと協議をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

高木委員 今後の検討の必要性はあるかなと思いますので、ありがとうございます。

塗会長 ありがとうございます。池田委員お願いします。

池田委員 はい。まずは、この意識調査、前回実施したアンケートの結果の年代別を見ますと、60代以上の方の回答数がすごく高かったということが分かりますけれども、男女平等に関する男女雇用機会均等法や、ワーク・ライフ・バランスの問題、ハラスメントの問題、どれをとっても大体、働いてる女性・男性、これから子育てをしながら働きたい人たちですとか、最終的にそのあたりに今どんな問題が潜んでいるか、どんなことがあって色々なことができないのか、そこをアンケートにとって、それからどうしていくのかというところが最終的なこのアンケートの着地点なんじゃないかな、と思っております。

60代以上の方のアンケートの回答数が多くなると、そのあたりが薄れてくると思うので、できればアンケートは、20歳から60歳までか、定年退職延長もありますので20歳から65歳まで位の幅でやった方が良いのかなと思っております。これがまず一点目です。

それと、市民意識調査の4 ワーク・ライフ・バランスについてのところで、「ワーク・ライフ・バランス」を実現できていない理由は何だと思いますか。」の回答に加えていただきたいのですが、長時間労働ということがよく言われておりますが、私連合の女性委員の中で、いろいろ話し合っていくなかで、長時間労働もありますが、それ以外に、やはり職場環境おもに中小企業では、やはり働く人員に余裕がないために、育休とか取れない現状がすごくありますので、回答に「職場環境(人員に余裕がない)」という内容の回答を付け加えていただきたいと思います。

次に、6 介護と子育てについての(2)子育てについての考え方のところ、それぞれの項目について賛成・反対をつける形かと思うのですが、「あなたは子どもをどのように育てたいと思いますか」という質問に対して、回答が家事と自立しかないんです。女の子が家事する、自立するという以外にも、もう少し種類があってもいいのかなと思っております。

次に、「事業者調査」の方ですが、2 育児や介護に関する制度について、実は雇用側も、国や市のいろいろな制度、例えば育児休職制度など、その制度は知ってるけれども、それで育休を取って欠員がでた時に国から補助が出るということ、知らない雇用主が結構いらっしゃいますので、「国や市の制度や支援を理解していますか」というような内容の回答も付け加えていただければと思います。で、以上になります。

塗会長 ありがとうございます。

事務局 まず、調査票の対象を20歳から65歳までにした方が、効果がわかりやすい

(課長) のではないか、というご意見ですが、回答率を見ますと60歳から69歳の方の回答が、前回年代別では多かった状況にあります。多分お仕事を辞められて、一番アンケートの回答がしやすい環境にあったというところもあるのかな、と思います。ただ、基本計画の中で、多様な生き方が選択できる環境づくりという基本目標があり、少子高齢化社会における男女自立支援、生涯を通じた男女の健康支援という基本目標に対する推進の方向もあるものですから、少子高齢化社会という中で年代を問わずに、実施してきているという経緯もありますので、ご意見を踏まえながら発送する対象を検討したいと思います。

それから、市民意識調査の、ワーク・ライフ・バランスの部分に、職場に人員の余裕がないという項目を加えてほしい、というところは、加える方向で考えたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、子育ての種類ということですが、内部で検討させていただきたいと思いません。

そして事業者意識調査の、2 育児や介護に関する制度についての項目で、国・市の支援制度等を承知してるかどうかという項目について加えたいと思います。以上です。

塗会長 ありがとうございます。それでは小澤委員をお願いします。

小澤委員 はい。私は事業主なものですから、事業主の立場から色々見させていただいて、前回のものをもとに作られてたということでしたので、見た感じには全然違和感なく質問事項もこれでいいのかなと思っておりました。

ただ、今皆さんのご意見を色々聞かせていただいて、私自身も、男性の人権という部分に関しては、少し質問事項に入れられた方がいいと思いました。それは、職場の状況や環境によって違ってくると思うのですが、例えば病院で働く看護師の方、昔は看護婦と呼んでいましたが、今は看護師に、男性もかなり進出していつているなかで、職場では男性が少し低いというような話を聞いたりしておりますし、逆にハラスメントを受けている男性もたくさんいらっしゃるそうなので、その部分も記載していただきたいなと思っております。バランスの取れた内容を考えていきたいなと思っております。以上です。

事務局 (課長) はい、先程の高木委員の意見と併せてその辺り検討していきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

塗会長 ありがとうございます。久保田委員をお願いします。

久保田委員 私は、この意識調査を郵送された方が見て、どこに付けるのかというのがわかるように文言を考えればいいのかと思います。

先ほど男性の人権について、所々で私も女性の職場の中で、男性がたった1人でいて、なかなか務め続けられなくて辞めた方のお話とか色々聞いてるので、男性の人権についても必要なのかなと思いました。

塗会長 大島委員をお願いします。

大島委員 大島です。「事業者意識調査」の所ですが、3 ハラスメントについての(2) ハラスメント防止のための取り組み のところで、非常にデリケートな質問だと思うのですが、回答がア) 実施している イ) 今後実施予定 ウ) 実施予定なしという回答から選ぶことになっていますが、ウ) 実施予定なし というのは、丸をつけにくい言葉なのかなと思ひまして、「検討中」という方がよいのかなと考えました。

次に、「ハラスメントが起こった場合、対応として特に難しいと感ずるのはどのようなことですか」という質問に対して、7 その他 という回答にカッコ書きを入れていただいて、何か書きたい時にその箇所があるとよいのではと思ひました。

「市民意識調査」の方ですが、(3) 女性が仕事を続けるうえで支障となっていることで、回答項目が9つあるのですが、今本当に社会問題になっている子どもを預けられない、施設に保育園に入れたくても入れない、それで、仕事を辞めざるを得ないということがニュースになっていますので、北海道はそんなにも施設に預けられないという状況はないかと思うんですが、1つ回答があっても良いのかなと感じました。またそれぞれに先程と同じですが、質問項目に「何が支障となっていると思ひますか」とか「今後どのようなことが必要だと思ひますか」というこの問いかけに対して、その他にカッコ書きで記入できるスペースを作っていくと書きやすいのかなと思ひました。以上です。

塗会長 ありがとうございます。事務局、よろしいですか。

事務局 (課長) はい。「その他」の部分にカッコ書きは加えさせていただきたいと思ひます。その他、ハラスメントの質問の「検討中」という回答項目の件や、子育てに関わつての部分の回答も検討させていただきたいと思ひます。

塗会長 ありがとうございます。比森委員お願いします

比森委員 市民意識調査の、男女の人権についてで、回答の9 「「女医」「女流作家」のように女性だけに用いられる言葉」とありますが、ここにどうして「女医」が入るんでしょうか。「女医」ってそんなにも人権尊重されてる気はしませんけれども。「女流作家」については分かりませんが、これはちょっと職種には関係ないのではないか、と思ひます。

先ほどの看護師の話ですが、看護部長や、副看護部長、病棟の看護師長に、副看護師長は、男性もいますので、必ずしも男性が女性より劣っているわけでもないし、教育も男女関係なく教育されてますし、差別されるのは資格の差の問題ではないかなと思ひます。

この中に共同参画の名前自体の理解度について触れていませんので、できれば付け加えていただければと思ひます。

塗会長 ありがとうございます。事務局お願いします。

事務局 (課長) はい。男女の人権の質問で、回答に「女医」を入れるのはどうなんだというところですが、ちょっと調べさせてもらいながら、考えたいと思ひます。

比森委員 ドクターだから、っていうのがありえないと思います。女医さんだから女性だけに用いられる言葉というのは違う、ギャップがあるんじゃないかな、と思っています。

事務局 (課長) 特段看護師に限定して何か設問を用意しようという考えはございません。ただ女性だけではなく、男性に関わる人権に関するアンケート項目を検討したいということ考えております。

それから「男女共同参画」の理解度ということですね、その辺りも設問として加えることについて検討したいというふうに考えております。

塗会長 よろしいでしょうか。それでは大森委員お願いします。

大森委員 渡島振興局の大森です。私からは5つほどありますが、「市民意識調査」で質問3で「あなたは、家庭内で次にあげる事項について、どの程度携わっていますか。」という質問ですが、家庭内での掃除や洗濯、食事の支度等1～5までありますが、実は小・中学生向けの男女共同参画啓発誌の設問の中では、これもかなり皆さま方と協議をされてできたものですが、その中では大工仕事、雪かき、ペットの世話、ゴミ出しなどがこれ以外の設問で掲げられているのですが、その統一性は取らなくてよいのか確認させていただきたいな、と思っています。

続きまして、3ページ目の(3)ドメスティック・バイオレンス被害の相談先についての項目も、9 その他 のところもやっぱり、どこへ相談したかというところのかっこ書きが必要ではないか。私の職場は、DV相談をかなり受けて、年間100件ほどあるのですが、この回答項目以外の連携ということで、相談先を自由記載をさせてはいかがかと思いました。

同じように、(4)ハラスメントの実態のハラスメント被害の相談先のその他にもかっこ書きを入れて欲しいなと思っています。これも記載させることによって、設問以外の組織との連携も図れるということもありますし、事業者意識調査でも、ハラスメントの防止の取り組みについて調査しておりますので、そのようなところとも連携が図れるのではないかと、思っております。

次に、(2)子育てについての考え方 ですが、なぜ「女の子は家事」、同様になぜ「男の子は経済的に自立」とそのような言葉だけなのかなと。このまま読んでしまいますと、女の子には経済的な自立が必要ではないという逆向きで捉えられてしまうのではないかと思うのですが。この質問を生かすのであれば、1と2を逆にして、3と4を逆にするというような形で、その辺は工夫をした方が良いのかなと思っています。特に「どちらも家事」または「どちらも自立」という設問は入れた方が良いのではないかと考えております。

「市民意識」の方はそれで4つですね。

次に、「事業者意識調査」ですが、1の(1)「役員・管理職の人数についておたずねをします」と言いながら、次の設問では「全管理職」と書いてありますので、全管理職に役員は含むのか、含むのであれば、標題と同じように役員を書くか、それとも役員を除くか、その辺をきちんとしていただけないかなと思います。以上の5つの点についてお願いいたします。

塗会長 事務局お願いします。

事務局 (課長) はい。まずは、「市民意識調査」の家庭内の役割の項目についてですが、今日、皆さんにお渡ししてます中学1年生向けの4ページとの整合性という部分ですけれども、それぞれ単独では審議会の中で、議論していただいた結果となっていますが、それがアンケートと啓発誌の項目と一致していないというところは、対象も違いますので、事務局(案)としては、そこまで整合性は必要はないのかなと考えておりますが、ここ何回の調査で同じような形の質問だったものですから、そのままになっているのですが、この辺りも検討させていただきたいと思います。

それから「その他」のカッコ書きは入れたいと思います。

次に、子育てについての考え方についてですが、これは平成18年の前々回に用意をしていた設問で、「男の子は家事が出来るように育てるのが良い」「女の子は家事が出来るように育てるのが良い」という回答項目を用意して、回答は一つに丸をつけるというものでしたが、当時の審議会の議論の中で、実はそれぞれの設問についてア)賛成、イ)反対、ウ)どちらともいえないから選んで回答するという整理になったものですが、ご意見の意図は良く分かりましたのでその回答項目の順番も含めて、検討したいと思います。

それから、「事業者意識調査」の役員・管理職と全管理職の統一性ですが、ご指摘のとおり、どちらかに統一をした表現で整理させていただきたいと思います。以上です。

塗会長 ありがとうございます。それでは新谷委員お願いします。

新谷委員 新谷と申します。私は、子育てが大体もう終わってますが、先ほどもお話しがありましたけれども、やっぱり調査の対象としては、20歳から65歳までですか、その辺が一番いいのではないかな、と思いました。

市民意識調査の方の、7 防災・復興に関することについてですが、今地震や津波といった災害がありますね。

性別に配慮した対応としてどのような対応が必要かというところでは、「避難所運営で責任者に男女が共に配置され、男女両方の視点が入るようにすること」などありますが、もう少し付け加えることがあるのではないかという感じはしました。

事務局 (課長) はい。ご意見としていただいたのが防災の部分ですが、もう少し追加できる項目があるのではということでしたので、この辺は少し検討したいと思います。

川端委員 川端です。私の年代になると、ハラスメントということについても、あまり視野が狭いというか、付き合ってる範囲が狭いというか、切実に感じないです。私は、町会長を25年務めておまして、そのような範囲で言いますと、町会は、男性より女性上位で、男女平等ということでは、絶対に町会に関する女性の方が圧倒的に強くて、役割分担についても女性の方がリーダーをしております。ですので、私個人的には、女性の人権も役割分担も私の範囲ではそのような差別はあまり感じてはいません。

また、暴力の実態についてですが、現実には、私の町会でそのようなことがないものですから、実態をあまり現実的にはよく分らないですが、相談先として行政、

それから民間, 親族, 警察など色々あります。

町会の場合で言うと, 病気になった時にどうしたらいい, 生活の相談など, 一番誰に相談しやすいかという, 兄弟よりも, 両隣の人がコミュニケーションをとってる人ですから, お互いに情報を交換して, 相談事とかします。70歳過ぎの年配者は, 行政に行くということがなかなか出来ないのではないかなと思います。それであんまり私の周りではこのような問題が現実的ではないのですが, 設問は良い設問だとは思いますが。

私が一番関心があるのは防災です。防災・復興に対する項目が新設されましたけれども, これに加えていただきたいのですが【日常より隣近所とコミュニケーションをとってありますか】という設問を入れてもらいたい。災害が起きて一番大事なのは, 防災会議も大事ですが, 現実には高齢者にとっては隣近所の友達が一番大事なことだと思います。もしできればそのような項目の一つに加えていただきたいです。

もうひとつ, アンケートも20歳から65歳という幅があると, おそらく回答も年代ごとで随分違ってくると思います。特に70・80代になると答えもどうしても偏るんじゃないかと思うので, 回答を年代別に分けていただければいいかな, と感じます。以上です。

塗会長 事務局お願いします。

事務局 (課長) 防災に関してのご意見は, 先程の新谷委員とあわせてですね, 今後検討したいと思えます。

年代別の回答というのは, どのような方法で出来るのか, 集計の段階で考えたいと思えますので, よろしくをお願いします。

川端委員 ハードの面では, トイレを別にした方がいい, 更衣室があるなどあると思いますが, ソフト面から言うと, やはり人間関係が大事だから, その他の所でも良いのですが, 【日常より隣近所, 災害について話し合ったことありますか】, 【お互いに助け合うようにコミュニケーションとってますか】など, 付け加えてはどうかかなと思います。

事務局 (課長) わかりました。

高木委員 ちょっとよろしいですか。

今の川端委員の最後の質問に「検討します」「わかりました」と仰いましたけれども, 男女共同参画審議会というのは, 防災や災害対策基本法に基づくような審議会ではありませんよね。我々が対処するというのは, 防災, あるいは災害が起こった時に, 男女共同参画の観点からいかなる問題が生じ, それに対応することにおいて, いかなる手段をとることが出来るかということですから, 今の「わかりました」ということでは少しまずいと思えますけれどもどうですか。

事務局 (課長) 今の川端委員のご意見を受けて, そのままこちらに記載するということではなくて, あくまでも男女共同参画の視点に立って, 川端委員が仰るような例えば

コミュニケーションを含む設問が用意できないかということを検討させていただくということでお返ししたものです。

川端委員

ちょっと男女共同参画とは外れてましたね。すみません。

塗会長

皆さんからの大変貴重なご意見をいただきまして、私は、作成されたものが結構きちんと出来てるなあと思いました。その中で、数字で表した方が良いかなと思った部分が、「市民意識調査」の2 男女の役割についてのところで、家庭内の事項についてどの程度携わっているかという設問がありますが、「いつもしている」「時々している」「ほとんどしていない」という形ではなく、100%、75%、10%、25%、全然していないは0というように数値で表した方がよいのではと思いました。

それから、問6 暴力の実態についてこれまで経験したことがあるものを選ぶところで、回答の4番【交友関係や電話を細かく監視される】というところを、【交友関係や】というよりは、【電話・メール】に、それから、【治療が必要となる程度の暴力を受けたことがある】というところを【医療機関の治療が必要となるような】というように「医療機関」を付けた方が良いと思いました。また、【程度】というところも、つけなくて良いかなと思いました。

よろしくお願いいたします。

事務局
(課長)

はい。わかりました。文言含めましてちょっとその辺り考えて行きたいと思います。

塗会長

ということで、皆さんから他に気が付いた点ございませんでしょうか。

荒木委員

委員の荒木でございます。他の委員のご意見をお聞きしまして、私なりにまたちょっと申し上げたいと思います。まずは「市民意識調査」の男女の人権に関する項目で、9【「女医」「女流作家」】のところで比森委員からご意見があったと思いますが、比森委員のご意見はおそらく「女医」というのは、女性という特性でお医者様は仕事をしているわけではないので、ここに当てはまらないのではないかと、削除する必要があるのではではないかと、ということだと思っておりますが、私の方の意見だとすね、「女医」は入れた方がよいと考えております。

この質問項目は、本来的には、当該専門的な職業に関して女性であるか男性であるかと言うことは、能力の差が生じる場所ではないにも関わらず女性であることだけについて、例えば「男医」という言い方はないのに、「女医」と言ったり、「男流作家」と言わないのに、「女流作家」と言ってみたり、要は女性であることが、女性のお医者様だと優しいのではないかと、とか女性であることの差別的な特徴をいった、本来関係ないような専門的な職業の方につけてしまうと、レッテル貼りをしてしまうということに多分問題がある、というような意識でこの質問、回答項目が設けられているんだと思うので、「女医」であろうが「女流作家」であろうが当該専門職種について、女性であることによって、能力の差があるわけではないと、男性であっても女性であっても専門職種として、専門の能力があるんだということを言うのであれば、「女医」でも「女流作家」であっても残してよろしいのかな、思いました。

次に、(2) 子育てについての考え方ですが、大森委員のご意見の中にもあったと思いますが、この設問の回答がしにくいのは、要は子育てにおいても、男性であれば家事が出来なくても仕事が出来れば良いだろう、もしくは、女の子であれば仕事が出来なくても良いけど家事さえ出来れば良いだろう、というような男の子と女の子の育て方において差別をしているのではないですか。という意識を問う設問であると思います。1 女の子は家事ができるように育てた方がよい、3

男の子は経済的に自立できるように育てた方がよい という回答項目が、「女の子は家事が出来るように育てた方がよい」とだけ書いてあって、男の子は家事が出来なくても良いけれども、女の子は出来なくてはならない、というように思う、と男女の比較において書かれていないからちょっと分りにくいのかな、ということがあるのかなと。なので、回答項目の立て方として、「男の子も女の子も家事が出来るように育てた方がよい」のかそれとも、「女の子は家事が出来なきゃいけないけれども、男の子は出来なくてもよい」というように男女の比較において、1 や3の回答項目があると、分りやすくなるのかなと思いました。

次に、防災・復興に関することについての副会長からご意見がございしますが、それについては、高木委員からも既に述べられたことではあります、町会長をやらせていて、おそらく本来防災対策については、隣近所のお付き合いや、声かけが大事だよ、と言うのはまったくその通りですけれども、本調査において、男女の意識の調査に鑑みて、そのような回答項目はいらぬのではないかな、というのが私の見解です。

最後ですけれども、比森委員からお話しがあった、小澤委員のご指摘があった看護師さんは女性の世界で、むしろ男性の方が差別の被害に遭ってるのではないかと、という意見に対して比森委員が、いやむしろそんなにレベルは低くなくて、男女平等的に運用されているんだ、というようなご意見かなと思うのですが、むしろそのような実態を調査するのが今回の調査である。と考えると、まずは実態はどうか、と言うことを検討する必要はなくて、質問項目として設けて差別的でなければそれでいいですし、結果を見れば良いことなんで、この質問項目を消すかどうか、入れるかどうか、ということについて、実態はどうであるのかというのは、あまり関係がないのかな、というように思いました。以上です。

塗会長

他にご意見ございませんか。はい、お願いします。大森委員お願いします。

大森委員

大森です。荒木委員の今の子育てのところの、私の話のところですが、私としてはこの質問のままということであれば、1と2を逆にして、まず当然男の子も女の子もどちらもですね、家事が出来るように育てた方がよいという、肯定的な話と、そうではない1を下にもってきて、いやそうではない、女の子は家事だけ出来るように育てた方がよい。というふうにした方がよいのではないかと私は思っているのですが、このまま使うのであれば、1と2は逆さま、また3と4は逆さまにするのが良いとは思っております。ただ、もう少し聞き方を変えていただくのであれば、文章を変えていただければ幸いです。

塗会長

このことについて、事務局お願いします。

事務局

先程池田委員からも、項目についてのお話もありましたので、その辺りを検討

(課長) させていただきたいというふうに思います。

塗会長 比森委員，ご意見お願いします。

比森委員 先程荒木委員は、「女医」を入れた方が良いつていうことでしたが、「女医」がなぜ出てくるのか，理解ができない。

「女流作家」についてはわからないですけれども，女医だから尊重されてるかと言えばそうでもないと現実には思います。

大森委員 荒木委員が言ってるのは，対語がないものは全て差別用語だということだと思います。私は，これはたまたま事例なので，それ以外の言葉があるならそれでも構いませんが，今の質問の中では，これまでもこのような形で掲載しているのであれば，このままでも構わないと思っております。

塗委員 よろしいでしょうか。

高木委員 関連してよろしいでしょうか。

塗委員 高木委員お願いします。

高木委員 比森委員が言われてる意図も分かるのですが，多分荒木委員とか，我々が考えている意図というのは，例えば僕は大学にいますけれども，授業で「うちの親が医者なんです。」という話をした時に，やはり学生や子どもでもよいのですが，一般の人は親が医者なんですと言われると頭の中でお父さんがお医者さんなんです。ね。「うちの親が警察官なんです」と言えばお父さんが警察官なんです。そのことを言っているのです。医者というのはイコール男の仕事なんだ，警察官とはイコール男の仕事なんだ，というようなイメージを持っていること自体が，先入観ではないかと。「女医」とわざわざ医者ではなくて【女】という字をつけるのは，人々の頭の中には男イコール医者なので，わざわざ【女】という字を付けないと医者が男ではないという説明がつかないと言うのが先入観として一般的にあるかな，今でもそのような先入観があるのかとすることを調査する項目だと思います。

比森委員 「女流作家」というのはレベルが高いということなんですか？

高木委員 そのように受け止める風潮があると思います。

比森委員 それでは弁護士でもいいんじゃないですか？

高木委員 弁護士は比較的数が多いので。

比森委員 教授も男性もいますし，女性もいますし，「女医」は私からいったら固定観念であると思います。

大森委員 固定観念のことを皆さんに聞きたいということなんです。

比森委員 返って付けない方が良いような気がするんですけど。【だけに用いられる言葉】に引っかかりがあるんですね。女医でなくたって良いはずです。女医が優遇されているということでもないですし。

塗会長 逆だと思います。「女医」とか「女流作家」とか 「女性棋士」とか、結局男性ばかりの社会、男性ばかりがやっている中に、ポッと女性がいてということに対して、「女性でこの仕事に入っているの？」という見方を辞めてよ、女の人だっただけから「今まで男性がやってきた仕事」と言われていたものに、女性という性別を乗り越えてどんどん入っていく時代に入っているのに、未だに「女」という頭文字がついてしまうことがおかしいんじゃないか、と皆さんは今訴えているので、そこに代表して「女医」や「女流作家」とつけてみているわけです。

今まで、私たちの親、おじいちゃんやおばあちゃんの世代には、女の人があるところにいるはずがない、という職業、そこに起因していると思います。

それで今のところ、そのような意識を持っている人たちはどのくらいいるのかというところをアンケートの中で調査したいということを言っていると思いますが、いかがでしょうか。お分かり頂けますでしょうか。

比森委員 誤解があるように思うんですけども、

塗会長 でも昔はお医者さんってほとんどが男性でしたよね。

比森委員 人数が少ないだけの話で。

大森委員 その人数が少ないということで、女医さんが珍しいという先入観があるのが差別だということなんです。「お医者さんは男性であろうが女性であろうが関係ないでしょ？」というそこなんです。女性だからその人が素晴らしいと言うことではなくて、逆の意味で捉えてる言葉なんで、女医さんは女性の医師で素晴らしいんだな、とは思うんですけども、そういう意味で言葉があるわけではないので。

塗会長 ごめんなさいね。この言い方が良くないというのは分かっているんです、【女のくせに】医者、【女のくせに】作家、【女のくせに】弁護士、【女のくせに】大学教授、という言葉が付きかねない。私は今65歳で、戦後生まれですが、子どもの頃にはまだ女の子が大学に行くなんて、という見方はまだありました。ということは、この【女】ってついた場合には、どちらかという侮蔑された言葉と捉えておりますので、ここでまだ侮蔑している人がいるのだろうかというところをアンケートで調査するという事だと思います。

比森委員 医大の前身は、女医専門学校が主体だったところが多いじゃないですか。昔から女性の門があったということ。

塗会長 いや、昔々女医さんになった最初のお話を聞くとどうも学校に入ったら、トイレも男性用のトイレしかなくて、女性用のトイレがないというところから、始

まっていたと聞いたことがあります。

比森委員 札幌、札幌も元々女医専門学校が札幌になってるわけじゃないですか。ですからなにもめずらしいことではないだろうという話で、元々は荻野さんですか？あの方が女医の門を開いた、ですからなにも珍しいことではないし、偉いとかいう話ではない

塗会長 いや、偉いじゃなくって。

大島委員 「人権が尊重されていないと感ずること」の質問項目だと思うんですね。例えばここに女医さんがあって、そうだな、と思う方は丸をつけるでしょうし、思わない方はつけないと思いますので、私はそのような項目があっても良いと思います。

川端委員 今、色々とお話し聞いてますとね、私はやはり、年代別の意識調査が必要だと思ひます。私も80代だから、小学校の時は男性のクラス、女性のクラスで男女別でした。終戦で高校に行ったら、女の先生になっていました。その時は別に侮辱するわけじゃなくて好奇心で「ああ、女の先生だ！」と思ひました。このアンケートでも、例えばこの子育てについての考え方、おそらく20代の人と、70代の人と意識が違ひと思ひます。20代の方は「女医さん」とか「女流作家」は何も思わないけど、僕らの年代になると、「ああ女医さん。」というように、侮辱するわけではなくて、好奇心がある。ただそれは軽蔑するわけではなくて、20代30代40代の「意識調査」をやらないと、すべてを一緒にして何%というのはちょっと違ひんじやないかなと思ひます。

比森委員 女医だけに聞いたら「とんでもない、人権なんて尊重されてませんよ」って言ひますよ。女医だけが偉いということでは無いと思ひますよ。女医だけにアンケートを採って見たらどうですか。

川端委員 もう一つ、さっきの震災のところですが、この回答例に、嘉麻市のところに出てました「日ごろからのコミュニケーション・地域でのつながりを大切にする」と、これが男女共同参画とは関係ないけど出てますけれどね、これをもし設問に入れるとすると、私の先程の発言は、男女共同参画から外れるから、【女性リーダーの配置】で良いと思ひます。ここに書いてますよね。女性の参画を推進すること。これで結構だと思ひます。

塗会長 皆さん、その他にご意見ございませんでしょうか。どうぞ。

久保田委員 すいません。さっき副会長さんが言っていた年代別の意識調査は、賛成です。私は団塊の世代で、42年間共働きでしたが、若い時の意識はやはり、自分が働きながら家事をして、子育ても自分がメインだというように若い時は思っていました。でも、最近時は流れで、やはり男性もイクメンですとか、お父さん方もすごい子育てに関わっていると思ひますよね。だから戦後の日本の流れを見ても、やはり男女のことについて変わって来ていると思ひます。欧米のように名前を書

いて、日本の場合ははまだ「男」か「女」という項目がありますけれども、欧米の場合は「メール (Male)」・「フメール (Female)」が無いこととか、段々、段々そのように近づいていけば良いと思います。ですから、先ほどの「女医」とか「女流作家」という設問は年代別の中では、支持されるどころと、そうでない年代とあると思うので、副会長さんが言っていたように2,000名の中で20代から60代っていったら、400人くらいになっちゃうんで、数的には少なくてもうなのかな。という面はありますけど。例えば子育ての面だと、私たちの年代と20代30代では、すごいギャップがあると思いますから、年代別にとっていった方が私はいいのかなと思いますので、副会長さんの言っていた意見に賛成です。

事務局 (課長) はい。久保田委員からもいただきましたけれども、前回の調査結果を見ましたら、一応設問に対する各年代別の集計もしておりますので、同じような形で今回のアンケート調査も集計していきたいと思っております。

塗会長 ありがとうございます。それではご質問等ございませんでしょうか。なければ皆さまからの貴重なご意見を事務局、まとめて頂いて私もお意見させていただきながら、進めて参りたいと思います。後日委員へ報告していただけるのでしょうか。

事務局 (課長) そうですね。あと何度も同じような議論というのが出来れば良いんですが、皆さんから沢山いただいたご意見を反映させるような形で検討していきまして、会長さんと最後詰めさせていただきたいと思っておりますので、この場で了解をいただければと思います。あとは調査票を配付する前に、お示ししたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたい思います。

塗会長 他にご意見ございませんでしょうか。なければ議題2については終了させていただきます。事務局お願いします。

事務局 (課長) はい、それではですね議題の3番目「その他」というところになります。先程冒頭でもお話ししました、苦情処理の関係で、27年度の処理状況について、本日お配りしました四角い表をちょっとご覧いただきたいと思っております。これが数字としては結果の数字になりますが、左側の申出件数で、記載のとおり昨年1件ございました。その他当課で受け付けました相談等の件数が右側の欄に件数を記載しております、その中身だとかについて、まず申出1件の内容についてでございますけれども、国、総務省、それから文部科学省の方で、共同で作成しました政治や選挙等に関する高校生向けの副教材「わたしたちが開く未来」という副読本になりますけれども、この原案が色々イラストを使ってるんですけども、特に議員のイラストが殆ど男性ばかりという偏った描写であった、ということで男女共同参画の視点に欠いている。という申出でした。それで、この副教材の全国配布の中止を国に求めること。それから、函館市として市内の地元高校ですけれども、への対応を要望するといった内容でございまして、これにつきまして苦情処理委員にその申出をお伝えしまして、申し出の指摘のとおりですね、副教材の描写は殆どが男性だったということで、男女共同参画に欠いた描写だったため、

本件の苦情内容については、国に伝えていただきたいと。そういったご意見をいただきました。これを受けまして、函館市として、国の函館行政評価分室にこの件をお伝えして、また市立高校への対応として、教育委員会の方にも伝えて、その旨を申出人に対してお伝えをしたところでございます。以上がこの申し出の1件です。

その他相談については、男女共同参画に関する市の施策についての苦情ということで3件ございました。こちらは相談窓口の対応について2件、それから庁内職員への男女共同参画の意識というのが、浸透していないのではないかとといった内容のものが1件ありまして、それぞれ担当の部局に聞き取りを行い申し伝えました。その他職場でのセクシャルハラスメントについての相談が2件で、当制度や、窓口の紹介を行い、お話をして納得をしていただき相談を終了しました。以上あわせて5件の相談がございましたことをご報告いたします。

続いてですね、審議会と委員の女性登用の推移というA4横の資料があります。国や北海道と函館市を比較して、毎回審議会の方にお示ししているものなんですけれども、ご覧のとおりですね、実は函館市はまだ国や道よりも登用率は低いという状況になってございます。あわせてもう一枚後ろの方に道内他都市との審議会等への女性登用率等という資料がございまして。これは道内主要都市、函館市を含めた9都市ですね、その比較、審議会への女性登用率であるとか、管理職への女性登用率、管理職の女性登用率については函館市はそこまで低くない状況ですけれども、審議会等への登用率については先程のとおりですね、まだ低い状況にあります。今後においてもですね、女性人材リストの活用をなどで、各部局にも働きかけて登用率の向上に努めて参りたいと思います。

それから次の資料といたしまして、「函館市特定事業主行動計画」というのもお配りいたしております。これは国の女性活躍推進法にもとづいて、民間企業ですと従業員300人を超える事業所、それから地方自治体などに義務づけられているものでして、この4月に函館市としては職員全体を対象とした事業主行動計画というものを策定した、ということでこちらについても参考までに、皆さんにお配りをさせていただきました。

それからその他の配付資料ですけれども、女性センターの利用のしおり、女性センターの講座募集案内の前期号、男女共同参画情報誌マイセルフを資料としてお配りをさせていただいております。以上でございます。よろしくお願いたします。

塗会長 今のご報告に関してご質問ございませんでしょうか。それでは委員の皆さまからなにかございませんか。事務局からは、よろしいでしょうか。

司会 次回開催は秋頃を予定しております。

塗会長 それでは以上をもちまして議事を終了します。ではまた秋にお会いしましょう。

司会 以上をもちまして平成28年度第1回男女共同参画審議会を終了いたします。ありがとうございました。